

株式会社北海道ブブ MID レンタカー

MID シェア サービス規約

第1章 総則	1
第1条 (規約の適用)	1
第2章 本サービスの利用	1
第2条 (利用資格)	1
第3条 (利用契約の締結等)	1
第4条 (Web 決済)	2
第5条 (契約の解除)	2
第6条 (利用契約の変更及び中途解約・終了)	3
第7条 (ユーザーID の削除)	3
第3章 貸渡手続等	3
第8条 (予約・使用手続)	3
第9条 (貸渡手続等)	4
第4章 個人情報	5
第10条 (個人情報の利用目的)	5
第5章 雑則	5
第11条 (消費税)	5
第12条 (遅延損害金)	5
第13条 (免責)	5
第14条 (運転者の労務供給の拒否)	6
第15条 (その他)	6
第16条 (約款の変更等)	6
第17条 (本サービスの廃止)	6
第18条 (本サービス利用契約上の地位の譲渡等)	6
第19条 (管轄裁判所)	6

株式会社北海道ブブ MID レンタカー

MID シェア サービス規約

第1章 総則

(規約の適用)

第1条

- 株式会社北海道ブブ（以下「当社」といいます。）は、この規約の定めるところにより、当社の提携事業者「株式会社東海理化電機製作所」（以下「提携事業者」といいます。）が、運営・提供するアプリケーション「FREEKEY」（以下「本アプリ」といいます。）を通じて、当社からレンタカーの予約、貸渡しを受けることができるサービス（以下、本サービスといいます。）を提供します。
- 本サービスの利用には、この規約に定めるところによりご利用になるお客様（以下「利用者」といいます。）は、本規約に定める内容に同意の上、本アプリをご利用いただくものとします。レンタカーの予約、貸渡しにあたっては、当社は、利用者に対して当社の定める貸渡約款に従いレンタカーを貸渡すものとし、利用者はこれを借り受けるものとします。

第2章 本サービスの利用

(利用資格)

第2条

- 利用者が以下のいずれかに該当する場合には、利用できないものとします。
- レンタカーの運転に必要な日本で発行された運転免許（国際運転免許証を除く）を確認できないとき。
- 本アプリの申告事項、又は当社の「レンタカー予約システムレンタカー侍」（以下、システムといいます。）に虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあったとき。
- 予約申込みの際にクレジットカードにより決済するものとして申込みを行った場合において、当該クレジットカードがクレジット会社により無効扱いとされているとき、又は当社が承認したクレジット会社のものでないとき。
- 過去に当社、又は他社との間の自動車についての貸渡契約若しくはカーシェアリングサービスに係る契約において、月額基本料金又は貸渡料金等の未払いその他の契約違反があるとき。
- 前号のほか、この規約、その他当社との契約に違反したことがあるとき。
- 会員が暴力団、暴力団関係団体及びそれらの関係者、又はその他の反社会的組織に属しているとき、又は暴力団、暴力団関係団体等の維持、運営に協力もしくは関与し、又は暴力団員等と交流していた事実が判明したとき。
- 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用を棄損し、又は業務を妨害したとき。
社団法人全国レンタカー協会情報システム又は当社との間で共有する貸渡注意者リストに登録されているとき。
- その他当社が会員として不適格と判断したとき。

(利用契約の締結等)

第3条

- 本サービスへの利用を希望する者は、当社が別に定めるところにより、氏名、住所、メールアドレス、運転免許証の画像及びクレジット決済により、当社に対して利用契約の申込みを行うものとします。

- 2 利用契約は、本サービスへの利用を希望する前項の申込みに対して、当社が、当社所定の判定を行い、承認した場合に成立するものとします。
- 3 レンタカーを運転することができる者は、会員に限定されるものとします。ただし、会員がレンタカーの貸渡契約が成立する前に、別途当社が定める方法に従い会員以外の運転者の自動車免許証を当社に提示をした場合は除きます。(以下、レンタカーを運転する会員及び同乗者を総称して「登録運転者」といいます。)
- 4 レンタカーに関する基本通達(国自旅第286号平成18年3月30日)2(10)及び(11)に基づき、貸渡簿(貸渡原票)及び自動車貸渡証に運転者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載する義務若しくは運転者の運転免許証の写しを添付する義務を当社が履行するため、当社は、本アプリにおいて、登録運転者に対し運転免許証とその他に身元を証明する書類の提示(電磁的方法による送信を含みます。)を求め、又はそれらの書類の謄写の承諾を求めることができるものとし、登録運転者は、これを承諾し、当社の請求に従い提示するものとします。また、これらに変更があった場合も同様とし、登録運転者は、その都度当社に通知します。

(Web 決済)

第4条

- 1 会員は、貸渡料金等について、本サービスの利用契約申込み時にクレジットカードで決済(以下「Web 決済」といいます。)することができます。Web 決済によるクレジットカード決済は、クレジットカード会社を通じて、会員と当社でなされます。
- 2 会員は、入会契約の申し込み時に、クレジットカード情報(クレジットカードの名義・ブランド・カード番号・有効期限・セキュリティコード・その他クレジットカード会社が求める情報)を正確に入力するものとします。なお、利用できるクレジットカードのブランドは、以下に定めるものに限ります。
VISA、Master、JCB、アメリカンエクスプレス、Discover
- 3 会員は、クレジットカードの不正利用及びクレジットカード情報の不正入力をしてはならないものとし、会員が不正利用等を行ったことが判明した場合には、当社はレンタカーの予約又は貸渡契約を取り消すとともに、会員に対して当社に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。
- 4 貸渡料金等の Web 決済によるクレジットカードの決済日は、第8条に定める予約手続きが完了した日とし、レンタカーのご利用前であっても、予約申込み時に入力した借受条件に基づき算出される貸渡料金等を、予約金として決済するものとします。この場合、貸渡契約が成立したときには、予約金はレンタカー料金等に充当され、予約が取り消された場合には、予約時のクレジットカード決済を取り消すものとします。なお、予約が取り消された場合の予約取消手数料については、この規約第8条第4項の定めに従います。
- 5 Web 決済によるクレジットカード決済の締め日は、利用するクレジットカードの発行会社が定める締め日とします。クレジットカード決済の締め日をまたいで Web 決済を取り消す場合には、利用料金のご請求とご返金の月がずれることを、会員はあらかじめ了承するものとします。
- 6 会員とクレジットカード会社又は当該クレジットの支払口座のある銀行との間において、貸渡料金等の支払を巡って紛争が発生した場合は、会員は自己の費用と責任によりこれを解決するものとし、当社に一切迷惑をかけるものとしません。

(契約の解除)

第5条

- 1 当社は、会員又は登録運転者が次の各号のいずれかに違反したときは、何らの通知、催告をすることなく、本サービスの利用の停止又は入会契約解除することができるものとします。
 - (1) 会員がこの規約第2条各号に定めるところのいずれかに該当したとき。

- (2) 会員が、利用契約、貸渡契約等の本サービスに係る契約に基づく金銭債務（以下「本債務」といいます。）の支払いを1回でも遅滞し、又は当該支払を拒否したとき。
 - (3) 会員又は登録運転者がこの規約、貸渡契約、その他当社との契約に違反したとき。
 - (4) 会員が、会員の指定したクレジットカードや支払口座の利用を停止されたとき。
 - (5) 会員が差押・仮差押・仮処分・強制執行又は競売の申立を受けたとき。
 - (6) 会員が破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算を申立て、又はこれらの申立を受けたとき。
 - (7) 会員が解散を決議し、又は任意整理手続を開始する旨を対外的に公表したとき。
 - (8) 会員が自ら振出し、引受を為し、又は保証を行った手形又は小切手が不渡りとなったとき。
 - (9) 会員又は登録運転者が他の会員に著しく迷惑を掛ける行為を行ったとき。又は同乗者に行かせたと当社が判断したとき。
 - (10) 前各号のほか、当社が必要であると判断したとき。
- 2 前項に基づく利用停止又は解除がなされた場合、会員は借り受けているレンタカーがあるときは、当社の指示に従って返還するものとします。
 - 3 第1項に基づく利用停止または解除がなされた場合、会員は、当社に対して負担している本債務の期限の利益を失い、直ちに当社に対して一括して本債務残額を弁済するものとします。

(利用契約の変更及び中途解約・終了)

第6条

- 1 会員は、当社が別途定める方法により当社の同意を得て入会契約の変更又は解約ができるものとします。
- 2 会員は、自らが当社に対して届け出た、氏名、住所、メールアドレス、運転免許証、クレジットカード情報、その他の情報に変更が生じた場合、又は削除を希望する場合には、直ちに所定の手続きを実施するものとします。当該手続きを行われなかったり、または不備があったために、会員に不利益が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 3 会員は、入会契約の中途解約・終了を希望する場合、当社が定める方法に従い、当社に申し出るものとします。なお、会員は、入会契約の終了希望日まで有効なレンタカーの予約又は貸渡料金等の本債務の未払いがある場合には、予約の取消し又は本債務の支払いが終了した後に入会契約を終了できるものとします。

(ユーザーIDの削除)

第7条

会員が本アプリを退会した場合、当社は、本アプリの会員のユーザーID及びその他情報の削除するものとします。

第3章 貸渡手続等

(予約・使用手続)

第8条

- 1 会員は、レンタカーを借受けるにあたって、あらかじめレンタカーの車種クラス、借受開始日時、借受場所、返還日時及び返還希望場所、その他当社所定の借受希望条件（以下「借受条件」といいます。）を明示し、次条に定める各記載事項に同意の上、WEBを通じて当社との個別の貸渡契約の予約を申し込むものとします。当社は、会員から予約の申し込みがあった場合、他の予約状況等を勘案し、可能な範囲で、この予約に応じさせるものとし、承諾した予約の内容を電子メールにて通知するものとします。この場合、会員は、当社が特に認める場合を除き、Web決済により当社所定の予約申込金を支払うものとします。なお、会員は、天災地変、事故、盗難、他の会員による返還遅延、携帯電話等の通信障害、本サービスの運営システムの不具合、既にレン

タカーが他の会員に予約される等、会員の借受条件の希望に従ってレンタカーを使用することができない場合があることを承諾します。

2 会員は、前項に定めるレンタカーを予約する際、次の各号の記載事項を十分に理解し、同意した上で貸渡契約の予約を申し込むものとします。

(1) 本規約

(2) MID レンタカー貸渡約款 (<https://bubu-rentacar.com/common/img/base/provision.pdf?v2>)

(3) 保険補償制度 (<https://bubu-rentacar.com/use/guarantee/>)

3 貸渡契約の予約申込み後、借受条件に変更が生じたときは、会員は、その旨を速やかに当社の定める手続きに従い当社に連絡し、当社の承諾を得るものとします。

4 会員が貸渡契約の予約を取消す場合、WEB で予約取消しの申し込みを行うものとします。ただし、会員の都合により貸渡契約の予約及び Web 決済が取り消された場合、会員は当社が別途定める規定に則り、予約取消手数料（キャンセル料）をお支払いいただくものとします。なお、予約取消手数料は、Web 決済によるクレジットカード決済にて引き落としされるものとします。

5 会員は、本条第 1 項に定めるレンタカーを使用できない場合において、当社に対して損害（他の代替交通手段を利用した場合の費用を含みます。以下同様です。）の賠償を請求することができないものとします。

6 当社は、レンタカーが登録運転者に貸渡される前にレンタカーの瑕疵により使用不能となった場合には、貸渡契約の予約を解約することができるものとします。この場合、会員は当社に対して損害の賠償を請求することができないものとします。ただし、レンタカーが使用不能となった原因の瑕疵が当社の故意または重大な過失により生じた場合を除きます。

7 会員は、発着可能な時間以外を借受希望日時として予約を申し込んだ場合、予約申込みが承諾されないことをあらかじめ了承します。なお、当社の発着可能な時間は、WEB において確認することができます。

(貸渡手続等)

第 9 条

1 貸渡約款第 10 条の規定にかかわらず、レンタカーの保管場所において、前条に基づき予約したレンタカーに、会員自らが当社所定の方法でレンタカーの解錠を行う（以下この手続を「貸渡手続」といいます。）ことにより、その予約が完結し、貸渡契約が成立するものとし、当社は、成立した貸渡契約に基づき会員に対し、貸渡約款第 16 条に定めるレンタカーを貸渡すものとします。

2 会員は、出発前および返却時の車両内外装のチェックを、当社の定める車両チェックシートを用いて会員自ら実施するものとします。レンタカー返却時に車両状態が出発時と異なる場合は、WEB を用いて当社へ報告の上、貸渡約款に基づき、当社の指示に従うものとします。

3 前条により予約されたレンタカーの借受希望時間（以下「借受希望時間」といいます。）の経過後、当社が貸渡規約等において定める時間を経過しても前項の貸渡手続が行われなかったときは、当該借受希望時間におけるレンタカーの予約は自動的に取り消されるものとし、会員はこれを承認するものとします。

4 当社は、天災地変、事故、盗難、携帯電話等の通信障害、本サービスの運営システムの不具合、他の会員によるレンタカーの返却遅延、その他当社の責に帰さない事由により、事前に予約されたレンタカーを貸渡することができない場合には、予約成立後であっても、無条件で当該予約を解約することができるものとします。

5 当社は、通信トラブルを含むシステムの不具合その他運営上の都合等により、予約を取り消し、又は個別契約を解約することができるものとします。この場合、当社は登録運転者に速やかに連絡するものとします。

6 会員は、前 3 項に定める場合、当社に対して何らの請求をすることはできないものとします。

会員は、レンタカーの燃料を満タンにしたうえで返却するものとする。万が一に燃料の給油がされていない場合は、当社の定める規定により WEB 決済することとする。

7 会員及び登録運転者は、善良なる管理者の注意をもってパスカードを使用及び保管するものとし、パスカードの利用に関して、貸渡規約等及び以下の各号の事項を遵守して利用することに同意します。

- (1) パスカードは、利用するレンタカー車両のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用しないこと。
- (2) パスカードを第三者に使用させ、または譲渡もしくは貸与等しないこと。
- (3) パスカードが紛失し、または盗難その他の被害を受けた場合は、直ちに当社に連絡すること。

第4章 個人情報

(個人情報の利用目的)

第10条

1 当社は、下記に示した範囲において、会員及び登録運転者の個人情報を共同利用いたします。

(1) 共有内容：会員又は登録運転者の氏名・住所・電話番号・メールアドレス・運転免許証の番号及びその種別・その他申込み及び予約にあたり当社に提供した情報、利用車種クラス、使用目的、借受開始日時等のレンタカーに関する情報

(2) 利用目的：

- ・MID レンタカーおよび本サービス利用者への各種サービス・企画の検討
- ・会員に提供するサービスの変更・追加などのご案内
- ・本サービスの品質向上及び当社が提供する他のサービスの開発
- ・会員が当社において取り扱うサービスに登録した場合に、その会員情報として利用し登録を簡易化するため。

2 当社が料金決済に関わる事務を第三者に業務委託する場合、会員は自らの個人情報が当該業務委託先に預託されることに同意するものとします。

なお、本サービスに関する個人情報の管理責任者は、以下のとおりとします。

所属部署 株式会社北海道ブブ レンタカー課

職名 部長

第5章 雑則

(消費税)

第11条

会員は、この規約又は個別の貸渡契約に基づく金銭債務に課せられる消費税（地方消費税を含みます。）を別途債権者である当社に対して支払うものとします。

(遅延損害金)

第12条

会員は、本規約に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、債権者である当社に対し年率14.6%の割合（1年を365日とする日割計算による。）による遅延損害金を支払うものとします。

(免責)

第13条

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部又は一部を利用することができないことを理解・承知し、それにより会員又は第三者が被った損害・損失等に対して、それが当社の故意又は重過失により生じた場合を除き、当社に対していかなる請求も行わないものとします。

- (1) 会員が入力した情報の内容に誤りがある場合
- (2) アプリがアプリ対応端末に正しくインストールされていない場合、又は、故障、損壊、不具合等があり正常に

- 作動しない場合、若しくはアプリ対応端末上、アプリの利用に障害となるような機能設定をしている場合
- (3) アプリやアプリ対応端末の取扱説明書等に記載されている事項を順守しなかった場合
 - (4) アプリ対応端末の電池切れ等、端末に電力が正常に供給されていない場合
 - (5) アプリ対応端末の電源が入っていない場合
 - (6) アプリ対応端末が携帯電話回線等に接続されていない場合
 - (7) アプリ対応端末が推奨されている機種や OS バージョンではない場合
 - (8) その他会員の使用する機器・接続状態等に起因して本サービスを利用できない場合

(運転者の労務供給の拒否) _____

第 14 条

会員は、法令による許可が有る場合を除き、自動車の借受に付随して、当社から運転者の労務供給（運転者の紹介及び斡旋を含む）を受けることはできないものとします。

(その他) _____

第 15 条

本サービスにおいて、本規約と貸渡約款の内容が矛盾抵触する場合、本規約の内容が優先するものとします。

(約款の変更等) _____

第 16 条

- 1 当社は、本サービスの実施に関し本規約等を定めることができるとし、会員は、この細則を遵守するものとします。
- 2 当社は、会員の事前の承諾を得ることなく、この約款及び細則の内容を変更することができるものとします。
- 3 当社は、本規約または貸渡約款等を変更した場合には、当社ホームページに掲載する方法により、会員に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、会員が本サービスを利用した場合または当社の定める期間内に登録抹消の手続をとらなかった場合には、会員は、本規約の変更に同意したものとみなします。

(本サービスの廃止) _____

第 17 条

当社は、本サービスを廃止することができるものとします。その場合当社は前条と同様の方法により会員にその旨を通知するものとします。

(本サービス利用契約上の地位の譲渡等) _____

第 18 条

- 1 会員は、当社の書面による事前の承諾なく、本サービス利用契約上の地位または本約款に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
- 2 当社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合（事業が移転するあらゆる場合を含みます）には、当該事業譲渡に伴い本サービス利用契約上の地位、本約款に基づく権利及び義務並びに会員の登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、会員は、かかる譲渡につき予め同意するものとします。

(管轄裁判所)

第 19 条

本規約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、紛争の相手方である当社は、営業所の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則 この約款は、2022年07月01日から施行します。